



各 位

平成 27 年 5 月 25 日

会 社 名 アトミクス株式会社
代表者名 代表取締役社長 小 林 和 幸
(コード番号 4 6 2 5)
問合せ先 管理統括部長 富士田 学
電 話 0 3 - 3 9 6 9 - 0 4 7 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 68 期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」について付議することを決議しましたのでお知らせします。

記

1. 変更の理由

社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第 31 条（社外取締役との責任限定契約）及び第 42 条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものです。なお、第 31 条の新設につきましては各監査役の同意を得ています。

また、上記条文の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

変更内容は別表のとおりです。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日（金）〔予定〕
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日（金）〔予定〕

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (新 設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第31条～第40条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第41条～第49条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 <u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第31条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 第32条～第41条 (現行どおり)</p> <p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第42条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第43条～第51条 (現行どおり)</p>

以 上